

長崎市告示第433号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号及び中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定により告示する。

令和8年6月4日

長崎市長 鈴木 史朗

（指定）勤務者

	業務の種類	指定施術機関名 （施術者氏名）	施術者住所	指定年月日
1	はり・きゅう	山崎 陽子	長崎市田上1丁目8番10号	令和8年5月25日